



Title	「イギリスのパンテオン」の創出と偉人顕彰：一九世紀前半のセント・ポール大聖堂とその公開性
Author(s)	中村, 武司
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2005, 39, p. 31-55
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12859
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「イギリスのパンテオン」の創出と偉人顕彰

—一九世紀前半のセント・ポール大聖堂とその公開性—

中 村 武 司

はじめに

フランス革命・ナポレオン戦争時代、ロンドン・シティのセント・ポール大聖堂は、海軍感謝祭（一七九七年）やホレイショ・ネルソンの国葬（一八〇六年）のような儀礼が挙行されたことによつて、イギリスの国民的関心の焦点となつた。^[1]これにくわえて、戦死した陸海軍士官のモニュメント建立も議会と政府によりすすめられた。本稿は、セント・ポール大聖堂のもつ英雄・偉人を集合的に顕彰し、かれらの記憶や業績、美德が人びとに想い起こされる場、すなわち「パンテオン」としての側面に注目して、一九世紀前半の偉人顕彰のありかたを考察することをねらいとしたものである。

ところで、記憶やコメモレイション（記念・顕彰行為）をめぐる近年の歴史学の進展を背景にして、パンテオンやモニュメントのありかたを問い合わせる試みが、現在すすめられている。たとえば、リーズのヘンリ・ムーア研究所

でおこなわれたヨーロッパ諸国におけるパンテオンの概念・機能・様式の変遷をたどる共同研究の成果が、一九〇〇四年に出版された。リチャード・リグリとマシュー・クラースクの二人の美術史家が編者をつとめたこの論集において、ホルガー・フックは、セント・ポール大聖堂の軍人のパンテオンの創出と、それに内在する緊張の局面に注目して、パンテオンの概念のもつ射程と限界について論じている。⁽²⁾ その緊張とは、宗教空間に英雄崇拜を喚起させるモニュメントをもちこむことによって生じるものであり、換言すれば、近代の愛国主義やナショナリズムと、既存の宗教とが対峙したさいに起ころる対立と緊張の関係こそが、その論考の主題だといえる。

ただし、フックの論考にも問題がある。それはパンテオンがもつナショナル・モニュメントとしての影響力や、国民の受容の問題にかんしては十分に注意がはらわれておらず、その考察が限定されていることである。モニュメントが置かれたセント・ポール大聖堂は、その首席主祭と聖堂参事会員が管理する独立した組織であり、最終的な監督権はロンドン主教にあつたことから、国王、政府、それに議会のいずれも、干渉のできない特権的な団体であった。ところが後述するように、議会決議によりセント・ポールに建立されたモニュメントは、ナショナルな性格を色濃く帯びていたために、その公開をめぐる問題は、ナショナルなモニュメントでありながら国民が排除されているとして、一九世紀前半を通じて絶えず議論されている。さらに、パンテオンとその受容のありかたと、そこに見られる緊張関係は、いわゆる改革の時代における国民の政治的権利の再定義や、芸術や宗教の領域での改革の動きと輻轆するものであるために、より慎重に考察されなければならない。

そこで本稿では、セント・ポール大聖堂とモニュメントの公開性をめぐる問題に焦点をあて、偉人顕彰とその空間をめぐる当時の人びとの見解や議論をたどることで、「パンテオン」の創出と受容について考察する。具体的には、

ヴィクトリア女王が即位した一八三七年から、ウェリントン公の国葬が挙行された一八五二年までの時期を中心に考察するが、そのさいセント・ポールの無料拝観の問題と、ナショナル・モニュメントにかんする一八四一年の庶民院特別委員会の役割について、とくにとりあげて議論することとしたい。

一 「パンテオン」の創出と歴史

一七九二年から一八一三年にかけて、庶民院はセント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院にそれぞれナショナル・モニュメントを建立する奉答文 Address を継続的に決議している。これにより、建立されたモニュメントの数はあわせて三十七体にのぼるが、一七九一年にモニュメント建立がようやく許されたばかりのセント・ポールには、軍人のモニュメントが三十三体配置されることとなつた。一七九二年以前に議会で建立が決議されたモニュメントの数は四体、他方で、一八一四年以降は五体しか建立が決議されていないことをふまえると、フランス革命・ナポレオン戦争時代におこなわれたセント・ポール大聖堂へのモニュメント建立の事業は、先にも後にも例を見ないユニークな性格をもつものととらえることができる。⁽⁴⁾

またここで、セント・ポール大聖堂に建立された軍人のモニュメントがもつ顯著な特徴として言及しておきたいのは、それらが「ナショナル」もしくは「パブリック」な性格をもつ」とを、じとさらに強調されたという点である。⁽⁵⁾これを実際に建立されたモニュメントから確認すると、モニュメントの碑文には、多くの場合、その冒頭に「国民（公共）の支出により建立された」 ERECTED AT THE PUBLIC EXPENSE と刻まれている。それは、イギリス国民の合意と支出によって、モニュメントが建立されたことを印象づけるものであったといえよう。この点にかんして、建

立の主体が議会と国王であるとされたウェストミンスター寺院のナショナル・モニュメントとは対照的である。それゆえに、このモニュメント建立の事業は、国民全体の合意と支出によつておこなわれたものであり、国民にたいして広く開放されたものでなければならないと見なされる一方で、人びとからかつてのモニュメントとは異なる反応や見解、さらに批判を引き出すこととなつた。以下では、こうした反応や見解について見ることで、ナショナル・モニュメントやパンテオンという偉人顕彰のありかたが当時かかえていた問題を確認しておく。

セント・ポール大聖堂に最初に設置された軍人のモニュメントのひとつとして、ジョン・ベイコン（一世）が制作したトマス・ダングス将軍のモニュメントがあげられる。⁽⁶⁾ このモニュメントのアレゴリについて簡単に説明しよう。ローマ風の將軍の胸像が置かれた墓棺のすぐそばには、ほかの軍人のモニュメントにもしばしば見られるイングランドのライオンと、名誉の証しである月桂冠を將軍に授けようとするブリタニア像が配置されている。その左側には、無常観をあらわす女性像と、「わが国の戦争の目的、すなわち、正当で名誉ある平和」をほのめかすオリーヴの枝をもつた男子像とがそえられている。さらに墓棺には、「無秩序」と「偽善」（これらは、フランスの革命政府をさす）にたいして、「自由」を護ろうとするブリタニアを描いた浮き彫りがはめこまれている。以上のようなアレゴリがもちいられることで、ダングス将軍のモニュメントはフランスの野蛮を強調し、対仐戦争を正当化する「反革命戦争のプロパガンダ」としての性格をもちえたわけである。

もつとも、このようなモニュメントやアレゴリにこめられた意味を、事前に何の知識もなく理解できた人びとがどのくらいいただろうか。これらのモニュメントは、見る人びとが古典学の教養をもつことを前提としており、それはパブリック・スクールや大学において教育をうけた貴族やジェントリの子弟や、知識人や芸術家などが共有す

るものであった。⁽⁷⁾ しかしその意味では、モニュメントを見る公衆を、エリートたちに限定してしまう可能性があるので、国民の存在を前提としたナショナル・モニュメントとはかならずしも相容れるものではなかつたといえよう。そのために、彫刻家ベイコンはみずから『タイムズ』紙に投稿して、古典の教養のない人間にもモニュメントのアレゴリを理解させるべく、その意味を説明している。⁽⁸⁾

さらにもうひとつ、ダンダス将軍のモニュメントの完成は、それがナショナル・モニュメントであるがゆえにかかる問題点をあきらかにしている。それは、セント・ポール大聖堂への国民のアクセスの問題である。同じく『タイムズ』紙によつてモニュメントの完成を知つたある読者は、それを見るべくセント・ポールを訪れたところ、一ペソスの拝観料を徴収されることに驚き、怒りをこめて同紙に投稿している。「……わたしが大聖堂の扉にめぐらされた大きな鎖を見たときの、もし最初に一ペソスを支払つていなければ、拝観を拒否されたことを知つたときの驚きを読者の方々に考えていただきたい。戦死したわれらが英雄たちへの国民的な感謝のしるしとして議会決議により建立され、わが国のもっと貧しい人びとが建立に貢献したモニュメントを見るのに、これはいつたいとなることか」。この筆者は、拝観料のために国民が排除されることに憤るにとどまらない。ナショナル・モニュメントであるにもかかわらず、大聖堂には拝観料を払わないと入ることができないのであれば、「われわれのナショナル・モニュメントを建立する目的のために神殿を建てようではないか。それにその神殿は、国王陛下の貧しい臣下にも自由に開放されたものにしよう」と、偉人顕彰のための殿堂の建立を提言している。軍人のモニュメントが建立された結果、その後半世紀を通じて人びとの非難の対象となるセント・ポール大聖堂の拝観料——ペニーの「ペテロ献金」ならぬ一ペソスの「パウロ献金」——が問題としてあらわれたのである。

ところで、完成したセント・ポール大聖堂のモニュメントにたいする当時の人びとの評価は、どのようなものであつたのか。これにかんして、ナポレオン戦争後出版されたジョージ・ルイス・スミスの『セント・ポール大聖堂とウエストミンスター寺院のモニュメントと偉人たち』を事例としてとりあげよう。この著作は、二つの宗教建築で顕彰される人物の伝記とならんで、モニュメントについて簡単な紹介と評価が記されており、とくにセント・ポールの軍人のモニュメントについては、まとまつたかたちで紹介された最初のものといえる。だが、モニュメントにたいするこの著者の評価は、一様にネガティヴなものであつた。アレゴリや碑文、モニュメントの場所にたいして、「不自然」で「みじめ」で、「無味乾燥」なもとの批判しており、アレゴリを多用したことによって、顕彰の対象となつた軍人の姿が目立たなくなつたとも記している。⁽¹⁰⁾しかし、このような評価は、スミスだけに見られたものではなかつた。一例をあげると、宗教建築の維持・保存をめざす人びとからは、大聖堂内部に「悪趣味な」モニュメントを「無思慮に」配置することで「建築の構成を損な」い、教会を「彫像の倉庫」にするものだという批判が投げかけられたのである。⁽¹¹⁾

ナポレオン戦争が終結すると、セント・ポール大聖堂の拝観料の問題がふたたび大きく取り扱われることとなる。そのさい、ヨーロッパ諸国では公共施設や教会へは無料で入場することができるにもかかわらず、イギリスでは拝観料を徴収するのは、国民の恥だとする言説が見られた。⁽¹²⁾イギリスと外国とを比較し、愛国心に訴えるこのようないわばこれはナポレオンを最終的に撃破したイギリスの優越感と、他方では大陸の諸国とは異なり、芸術が依然としてエリートたちに専有されているだけでなく、国民が開化されていないとする劣等感とが入り混ざつたものであつたといえよう。また、軍人のモニュメントばかりが建立されることも疑

問視された。平和が到来した時代においては、軍人ではなく、たとえばウイリアム・ホガースのような芸術家や文人のモニュメントをむしろ建立すべきとの提案がおこなわれたのである。⁽¹⁴⁾

結局のところ、セント・ポールの軍人のモニュメントにたいする以上のようない批判や見解は、ナポレオン戦争時代とその直後においてはそれほど大きな影響力をもつことはなかつた。だが、こうした状況は一八三七年六月にヴィクトリア女王が即位すると一変する。一八三二年以降の改革の時代において、セント・ポール大聖堂のかかえる問題は、「改革」されるべき重要な議題のひとつとして、議会の内外で活発に議論されていくのである。

二 國民的記念建造物調査委員会の設置

ヴィクトリア女王が即位した直後に、女王と議会宛てにある請願書が提出された。急進派の指導者として知られる庶民院議員ジョーゼフ・ヒュームを筆頭に、三十七名の署名がなされたこの請願書には、国民の教化と啓蒙のために、さらに「人びとの趣味・嗜好を改善」、かれらに理性的かつ教訓的な娛樂を提供するために、「ブリティッシュ・ミュージアムやナショナル・ギャラリーの収藏品、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院のモニュメント、ロンドン塔の甲冑などを國民に公開する目的から、これら國民的記念建造物への無料入場のために女王が大きく便宜をはかるように求める旨が記されていた。⁽¹⁵⁾ この請願書の提出に先立つて一八三七年春には、ナショナル・モニュメント・ソサエティが結成され、五月三〇日にはロンドンのフリーメイソンズ・タヴァーンで開かれた集会において、この請願について議論されている。⁽¹⁶⁾ この協会の議長をつとめたのは先述のヒュームだが、セント・ポール大聖堂をはじめとする國民的記念建造物への無料入場を求めるこの議会外の運動と、議会内での改革を求める動き

(17)

とを結びつけるうえで、かれは重要な役割を果たすこととなる。

セント・ポール大聖堂やウェストミンスター寺院などへの無料入場を求めたこの請願書の提出は、大きな反響を引きおこした。一八三七年六月三〇日の貴族院の審議では、ヘンリ・ブルームがこれに言及して議員たちの注意をうながしただけでなく、ハザートンも賛意を示した。⁽¹⁸⁾ この請願書に心を動かされたヴィクトリア女王も、みずから率先して王室所有のハンプトン・コートやウィンザ城、キュウ・ガーデンの公開につとめただけでなく、セント・ポール大聖堂をはじめとする連合王国の聖堂教会にたいして、無料拝観にむけてあらゆる努力をはらうように交渉せよと、内務大臣ジョン・ラッセルに命じたのである。

その後、女王の命を受けたラッセルは、聖堂教会にたいして書簡による交渉をすすめた。ここで、かれとセント・ポール大聖堂の首席主祭や参事会員とのあいだで往復された書簡について見ておく。⁽¹⁹⁾ ラッセルからの書簡にたいして、セント・ポールの首席主祭であるランダフ主教エドワード・コップルストンは、拝観料を廃止して大聖堂を公開すると、セント・ポールが「ロンドンでも最大の往来」となつてしまい、ここを通過する人びとの数が一日あたり八万人は下らないと考えられると記したうえで、「神の家」に不可欠な品位と静けさ、それに秩序を維持するためにも、また建築やモニュメントを冒瀆や損傷から守るためにも、無料拝観には応じられないと返答している。⁽²⁰⁾ 参事会員でエッセイストとしても知られたシドニ・スミスもまた、それに反対して次のように記している。

「モニュメント建立にともなう」何らかの代価が首席主祭と参事会員によつて徴集されていないこと、あるいはそのような費用が考えも望まれてもいないことから、セント・ポール大聖堂がナショナル・モニュメントを

建立してそれを受け入れるにふさわしい場であると、國民は考へています。しかし、教会を藝術を学ぶための空間に変えることを望んだ人びとは、そうした処置から生じたあらゆる費用を当然支払うべきだといえるでしょう。……以上の考察から得られた結論とは、大聖堂を拝観する権利は制限されなければならないか、そもそもば、セント・ポール大聖堂が彫刻のギャラリとして開放され、崇拜の場であることをやめなければならないか、そのいずれかでござります。⁽²¹⁾

一八三七年夏から年末にかけて、以上のような書簡の往復がつづいた。だが、セント・ポール大聖堂の首席主祭と参事会員は、無料拝観により首都の群衆が大聖堂に押し寄せる事、大聖堂が信仰や礼拝のためではなく、社交や会合のためにもちらされること、さらに大聖堂が「彫刻のナショナル・ギャラリ」と見なされることを懸念しており、それを防ぐためにも二ペンスの拝観料が不可欠だと主張している。そればかりか、政府からの要請が大聖堂がもつ特権を侵害するものだとして、それに応じる姿勢をかれらは見せようとはしなかつたのである。

ラッセルとセント・ポール大聖堂当局との交渉がおこなわれるなか、一八三七年から翌三八年にかけてヒュームが提出した動議によつて、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院で徵集された拝観料や、一八世紀後半以降、議会決議により建立されたナショナル・モニュメントの総数や費用にかんする政府文書が公開された。⁽²²⁾のちにかれは、この動議の意図について「わが国の守護者たちへの國家による感謝行為がいわば秘匿されているかのようであること、また優れた業績にたいしてなされたこれら感謝のしるしを回顧する機会から、國民が排除されているのをあきらかにするためであつたと説明している。⁽²³⁾ヒュームの積極的な活動は、セント・ポール大聖堂にナショナ

ル・モニュメントが建立されていたという事実とその問題点を人びとに広く認識させるものであった。それをふまた『タイムズ』紙は、ロンドンと大陸諸国の首都で見られる彫像やモニュメントを比較した記事のなかで、セント・ポール大聖堂のモニュメントの状態について、次のように批判している。

パブリック・モニュメントの不足（というのは、それらが公共のものであるとはほとんど見なされていないからである。けれども、公共の支出で建立されたモニュメントは、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院の壁のなかに閉じこめられてしっかりと守られており、その公開は個人の権利と財産と考えられている）は、たしかに驚きと失望の問題である。驚きとは、人びとのなかには才能や富、それに意志にも欠かない者がいるというのに、国家に貢献した人物に捧げられた、最後にして最も偉大な国民の感謝の証しが、ほとんど公開されていないことである。次に失望とは、外国人のひとには国民性が低く見られていることである。さらにこの点においても、ナポレオンがわれわれに与えた小商人という呼称が、ともかくも不当ではなかつたと考えるべきなのだ。⁽²⁴⁾

一八四一年に入ると、いまだに改善されない現状を憂慮したヒュームによつて、国民的記念建造物にかんする特別委員会の設置が庶民院で提案された。「ウェストミンスター寺院やセント・ポール大聖堂、その他の公共建築に置かれたナショナル・モニュメントや芸術作品の現状を調査するために、あるいは、国民の道徳的・知的改良の手段として、それらを保護し、公共施設を国民の鑑賞に提供すべく最善の手段を考慮するため」というのが、設置の趣旨である。この動議は、頑強なトーリで熱心な国教徒でもあつたサー・ロバート・イングリスから強い反対をうけた

ものの採択され、特別委員会の任命が決定された。⁽²⁵⁾

正式には、国民的記念建造物および芸術作品調査特別委員会 the Select Committee on National Monuments and Works of Arts (以下、国民的記念建造物調査委員会と略記する) とよばれたこの委員会の議長にはヒュームが就任したほか、のちに第二次ピール内閣が成立したさいに大蔵大臣を就任するヘンリ・ゴールバーンや、ウイリアム・ユーアート、ヘンリ・ギャリ・ナイトなど芸術に造詣が深い議員たちをはじめ、十六名から委員会は構成された。⁽²⁶⁾ その調査の対象とされたのは、セント・ポール大聖堂やウェストミンスター寺院のほかに、ブリティッシュ・ニュージアム、ナショナル・ギャラリー、ロンドン塔、ハンプトン・コート、グリニッジ王立海軍病院であり、四月二八日から六月一〇日にかけておこなわれた委員会の查問には、多くの関係者や知識人が証言に立つた。このとき、かつてラッセルと書簡をかわしたセント・ポール大聖堂参事会員シドニー・スミスも証人として喚問されているが、以前と同じ見解を表明して、無料拝観に反対する姿勢を変えてはいない。⁽²⁷⁾

この特別委員会の設置により、セント・ポール大聖堂をはじめとする公共施設の国民への開放が進展すると期待した人びとがいる一方で、それに危惧する人びとがいたのもまた、たしかなことである。かれらは、無料拝観の実現により、セント・ポール大聖堂やウェストミンスター寺院のような聖堂教会が信仰と崇拜の場ではなく、「彫刻のナショナル・ギャラリ」となつてしまい、宗教建築としての性格が損なわれるのではないかと、首席主祭や参事会員たちと共に通した危惧をいだいたのである。ヒュームの動議にたいして、『タイムズ』紙は、次のようにコメントしている。「それらの建築がいやしくも教会であることが忘れられている。そうでなければ、「公共建築」つまり彫刻のナショナル・ギャラリと見なされているのである——ロンドン塔で銅われる動物や、ハンプトン・コートの絵画のよ

うに、料金を払つて見物する名所というわけだ。さらに同紙は、こうつづける。

ヒューム氏の動議は表決が割れることなく可決された。だが、聖堂教会が庶民院や行政府の管理下に置かれた組織ではない（さらにわれわれは、決してそうならないことを望んでいる）ので、セント・ポール大聖堂やウエストミンスター寺院の聖堂参事会が、かれらの同意にもとづく協定を変えることに納得しないとしたら、動議の結果起こりうるものを見たくはない。国民が自由にいつでも、彫像のギャラリとしてではなく、教会としての「原文はイタリック。傍点は筆者によるもの」大聖堂を拝観できることを、われわれは心から望んでいる。⁽²⁸⁾

その後、六月一六日に委員会報告が提出されたものの、セント・ポール大聖堂をはじめとする聖堂教会にかんする委員会の結論は、モニユメントのギャラリとして国民に開放されるのではなく、宗教建築の性格を維持したうえで、無料拝観の実現を望むものであった。⁽²⁹⁾

もつとも、先ほど引用した『タイムズ』紙は、この庶民院特別委員会とその決議がもつ問題を正しく理解していた。すなわちそれは、セント・ポール大聖堂やウェストミンスター寺院は、首席主祭と参事会員が監督する独立した組織であり、女王や政府、議会が、何らかの強制力をもつて干渉することは不可能だというディレンマである。ヒュームはその後、セント・ポールの拝観料が撤廃されるまで、一八四一年の委員会決議を議会が採択し、それによつて聖堂教会が無料拝観に応じるよう政府や議会が指導すべきとの動議をたびたび提出することとなる。⁽³⁰⁾しかし、議員たちから賛同を得られたとしても、首相ロバート・ピールの反対をうけて動議を撤回せざるをえなかつた。ピ

ールは、ヒュームの見解と調査を評価しながらも、委員会報告および決議を聖堂教会に強制することはできないという点をまさに指摘して動議に反対したのである。また議会によるその採択は、イングランド国教會教務委員会の枢要なメンバーであつたかれにすれば望ましいものではなかつただろう。とはいえ、ヒュームの動議提出によって、國民にたいしてセント・ポール大聖堂の公開性の問題が提起され、世論を喚起させたこともまた事実であった。

三 嫌悪される軍人のパンテオン

ヒュームたちの活動や、國民的記念建造物調査委員会の調査によつて、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院とそこに置かれたモニュメントの現状と問題点があらためて広く認識されたことは、前章で確認した。しかし、その後は抨観料の廃止を要求するだけでなく、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院からモニュメントを除去するように求める世論の声が高まりを見せる。これは、セント・ポール大聖堂に存在するモニュメントは大聖堂を教会ではなく、「彫刻のナショナル・ギャラリー」に貶めるものだとする、たびたび聞かれた批判の帰結のようと思われるかもしれない。だがそこには、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院でこれまでおこなわれてきた偉人顕彰のありかたへの批判が内在していた。その批判とは、ウェストミンスター寺院やセント・ポール大聖堂で國民が偉人を顕彰するのを望んだとしても、簡単にそこにはアクセスできないばかりか、首席主祭や参事会員によつてモニュメントの建立を拒否され、顕彰の機会が奪われてしまうとするものである。

それではなぜ、このような批判が見られたのか。ヒュームをはじめとする人びとにモニュメントを除去し、かわりに新たな偉人顕彰のための空間を創りだそうとする主張への格好の論拠を与えたべき」ととして、一八二八年に、

ウエストミンスター寺院の詩人コーナーへのバイロンのモニュメント設置の提案が、ときの首席主祭ジョン・アイルランドによつて拒絶されたことがあげられる。⁽³¹⁾ 首席主祭は、生前のバイロンのおこないが不品行であり、キリスト教の精神にはそぐわないとする理由から拒否したのだが、このような現在の「パンテオン」のありかたでは、国民にたいして閉鎖的であるばかりか、偉人顕彰を望むかれらの意志さえも妨げられてしまうと見なされたのである。⁽³²⁾

他方で、イングランド国教会拡大論者として知られたロンドン主教チャールズ・ジェイムズ・プロムフィールドの見解にも目を向けなければならない。一八四二年五月の貴族院の審議においてブルームが、カナダとは異なりイングランドでは、教会へのモニュメント建立の規制が存在しないことを好意的にとらえて、ロンドン主教のもとでセント・ポール大聖堂とウエストミンスター寺院が適切に管理されていると発言したところ、プロムフィールドは教会に置かれたモニュメントにたいする嫌悪感をあらわにして、こう返答したのである。

モニュメントとその碑文によつて記憶が想い起こされる人びとは、その生も死も、教会の一員という高い特権を尊重するものは何も示してはいません。そのようなモニュメントの存在を恥ずかしいと感じずに教会に行くことなど、わたしは決してできませんでした。……神なき世界で生活を送る者、正しい信仰のもとで洗礼を受けなかつた者、すぐれて忠実な教会の陪餐者ではなかつた者、そのような人びとにたいして、その死後にわれらの教会のなかで宗教的な名譽の証しを施すことなど、キリスト教がもつ慈悲の精神の歪曲にほかなりません。⁽³³⁾

このロンドン主教の発言は、セント・ポールの首席主祭や参事会員たちの見解や、かねてからの人びとの不満と

あいまつて、モニュメントが置かれた首都の二つの教会にたいする強い批判を引きおこした。審議の翌日の『タイムズ』紙は、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院に建立された数多くのモニュメントは、「二つのわれらが国民的な大聖堂」の「不名誉」となつており、そのことを嘆かない人間など存在しないと厳しく批判している。さらに次のようにづける。「ウェストミンスター寺院に集まつた大量のおぞましいモニュメント（わずかに例外があるが）よりも忌まわしいものなど、想像するのは難いだろう。他方で、セント・ポール大聖堂のモニュメントも概して、（あるカトリックの論争家がいみじくも述べたように）キリスト教の教会よりも異教の寺院に置いたほうがずっとふさわしいものだ」。そのうえ、これらのモニュメントは異教的で、キリスト教的な特徴という要求を満たしておらず、もはや首都の二つの聖堂教会の性格を汚す存在にほかならないとする批判も、同様に『タイムズ』紙から確認される。⁽³⁴⁾ 結果として、こうした見解や批判は、建築家チャールズ・バリが記したように、「見る人に敬虔で信心深い感情を喚起させることができないために」、セント・ポール大聖堂のよくな「神を崇拜するための空間からすべてのモニュメントを除去しようとする考えが広く賛同を得」ることをうながしたのである。⁽³⁵⁾

さらに、偉人の公的顕彰の対象についても、不満の声が聞かれた。これまで議会決議により建立されたモニュメントのほとんどは、戦死した陸海軍の高級将校を顕彰したものであった。しかし、イギリス国家に貢献したのは何も軍人に限つたことではないし、政治や文学、科学といった分野で大きな功績を成した人物もまた、イギリスのパンテオンの列にくわえようと提案されたのである。これにかんして、議会において最も積極的に提唱したのは、ベンジャミン・ホーツである。⁽³⁶⁾ かれは、軍人ではなくむしろ国家に貢献した政治家、文人、科学者たちのモニュメントを建立することに政府が取り組むべきだと首相ピールに要請したが、これにより、王立委員会にウェストミンスター

タ宮殿（国会議事堂）へモニュメントを建立する実質的な権限が与えられることとなつた。⁽³⁷⁾

こうした議論や批判が展開されるなか、一八四四年四月にヒュームがおこなった動議とそれをめぐる審議は、偉人顕彰やパンテオンをめぐる議論の帰着点のひとつを示している。⁽³⁸⁾ この動議の内容とは、国民的記念建造物調査委員会の報告および決議を庶民院が承認するのを求めただけでなく、政府が公共施設を適切に監督すべきであること、さらには、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院からモニュメントをすべて除去して、適切な場所に移すべきだと政府に要請したものであった。この動議をめぐり長時間にわたつて激論がかわされたが、このときヒュームは、次のように発言している。

わたしの見解では、聖堂教会とは公共建築であり、首席主祭と参事会員は、さしあたりそのことだけを心がけて日々を過ごさなければなりません。結果として、建物やモニュメントをみずから喜びのために建てることで、建築の統一性を破壊することなど、許されではならないのです。わたしが見たところ、建立されたモニュメントの現状は悪いものでした。戦争の象徴にとり巻かれた、平和の殿堂に建立された陸海軍士官の彫像を見てきたのです。……実際わたしは、見苦しいモニュメントはすべて除去して、それらを配置するにふさわしい場所を政府が探してくれることを期待しています。聖堂教会は、つましい生活を送る人びとの精神を和らげるために存在したほうがよいのです。⁽³⁹⁾

ヒュームの動議にたいして、またもや強く反対したのは、トーリーのイングリスであつた。だがそのかれにしても、「セント・ポール大聖堂に存在するモニュメントは荒廃と戦争のイメージを生成しており、平和を祈念する建築物

「イギリスのパンテオン」の創出と偉人顕彰

の内部に置かれるぐらい馬鹿げたこと」はなく、「キリスト教の教会が異教徒の神や女神の彫像で満たされている」と以上に、不条理なことはない」という理由から、大聖堂からモニュメントを除くべきだとするヒュームの見解には同意を示した。委員会決議の承認には賛否両論が見られたものの、宗教建築に調和しないセント・ポール大聖堂の軍人のモニュメントにたいしては強い嫌悪感を示して、それを除去したほうがよいとする点には、議員たちの多くが合意していた。最終的にこれは、国民がより自由に、より広範な基準から偉人顕彰をおこなうための空間を創りだそうとする動きへと収斂していくこととなつた。

ところで、セント・ポール大聖堂の拝観料の問題はいまだに解決されておらず、新聞や雑誌において繰り返し言及される問題でありつづけた。⁽⁴⁰⁾しかし一八四〇年代後半には、教会に置かれたモニュメントへの強い批判や、モニメントを除去すべきだとする意見を見ることはできない。それどころか、拝観料をはじめ旧態依然としたセント・ポールの組織や運営のありかたにたいする批判は見られても、そこには大聖堂がイギリスのパンテオンであり、「海軍と陸軍の英雄たちの靈廟」⁽⁴¹⁾だとあらためて認識する言説が見てとれる。⁽⁴²⁾他方で、二ペンスの拝観料の問題もようやく解決される。「教皇攻撃」による反カトリック感情の高まりと、第一回ロンドン万国博覧会の開催を背景にして世論の声が強まるなか、それに抗しきれなくなつた首席主祭と参事会員たちは、一八五一年四月についにその廃止を決定した。⁽⁴³⁾その後には、「最後の偉大なるイングランド人」と称えられたウェーリントン公の国葬が挙行されたが、これは、セント・ポール大聖堂が英雄たちのパンテオンだと人びとに強く再認識させる契機となつたのである。⁽⁴⁴⁾

おわりに

これまでの考察から、以下の点が確認された。まず、セント・ポール大聖堂に軍人のモニュメントを建立する事業とは、現在のわれわれの目から見れば、セント・ポール大聖堂に「パンテオン」を創出しようとする試み——ひいではそれは、戦時の愛国主義の高まりを背景にした「上から」の国民創出の試み——とうつるかもしれない。だが、モニュメントが国民の存在を前提として建立されたために、その公開性をはじめとして、ナショナル・モニュメントのありかたをめぐり当時さまざまな議論が展開されたことが確認される。とくに一八三〇年代・四〇年代は、記念建造物の公開がヒュームらによつて声高に主張され、議会の内外で議論された。だが、議論の焦点が、拝観料と国民のアクセスの問題から、宗教建築にモニュメントを置くことの是非へとシフトしたために、セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院という従来の偉人顕彰のための空間への批判や、軍人のモニュメントにたいする嫌悪感が強まり、その結果モニュメントの除去が議論され、新たな偉人顕彰の空間が模索されたのである。

セント・ポール大聖堂やウェストミンスター寺院にかかる顕彰空間の模索は、一九世紀におけるコメモレイションのありかたを考えるうえで興味深い事例であるが、ここでは簡単に言及するにとどめておく。フランス革命・ナポレオン戦争時代と同様に、政府と議会が主体となつてそれはすすめられたが、具体的に検討されたのは次の二つの建築である。まずグリニッジ王立海軍病院は、海軍の英雄を顕彰するにふさわしく、セント・ポール大聖堂の軍人のモニュメントを移動させるにあたつては最も適当な建築と見なされており、一八四二年八月に庶民院で建立が決議された三名の海軍大将のモニュメントは、ここに配置された。⁽⁴⁵⁾ 当時再建中のウェストミンスター宮殿も、偉人顕彰

にふれわしき空間とされた。セント・ポール大聖堂とウェストミンスター寺院のモニュメントの移動について建築家
パリによつて具体的に検討されたはか、モニュメントの建立も実際におこなわれた。⁽⁴⁶⁾ ただし、こので注目しておき
たいのは、偉人顕彰のための空間が模索された場合、人びとにたいしてより開放的な屋外の公共空間を整備し、そ
こにモニュメントや彫像を配置するよりも、「パンテオン」という偉人を集めたに顕彰する場への強いだわりが見
られたことである。そのために、この偉人顕彰のありかたは、イギリスのロイヤル・エクゼクションの領域において最も激
しく論争される問題となりえたのではないだろうか。

もとも、本稿で立ち入つて論じる」とができないなかった点として、セント・ポール大聖堂のような宗教建築を偉
人顕彰の空間としてあわらぬいとの是非をめぐる当時の議論や批判がある。たしかに、教会にモニュメントを置く
ことには多くの批判、とりわけ聖職者からの反発が見られたことは本稿でも確認したが、これにかんしては、政府
とイングランド国教会との関係や、国教会をめぐる改革の動きも問い合わせ総体的に把握する」とはできない
ことだね。むしろ、「パンテオン」にたいする人びとの認識や反応は時代に応じて大きく振幅したが、それはイギリ
スにおける世俗化のプロセスとあわせて考察されねばならない。これらの点にかんしては、稿をあらためて論じる
こととした。

註

- (→) N. Aston, 'St Paul's and the Public Culture of Eighteenth-Century Britain', in D. Keene, A. Burns, & A. Saint (eds.), *St Paul's: The Cathedral Church of London, 604-2004*, New Haven/London, 2004, pp. 363-371,
esp. pp. 369-371; J. Wolfe, 'National Occasions at St Paul's since 1800', *Ibid.*, pp. 381-391. まだ、碧輝「十メト

木八戦争の記憶をやし・ホール大聖廟」『ペトニック・エクスプレス』 | 1804年、ナチスの参謀院に
た。

- (8) H. Hoock, 'The British military pantheon in St Paul's Cathedral: the State, cultural patriotism, and the politics of national monuments, c. 1790-1820', in R. Wrigley & M. Craske (eds.), *Pantheons: Transformations of a Monumental Idea*, Aldershot, 2004, pp. 81-105. 木8月、国連憲法記念式典で Hoock,
The King's Artists: The Royal Academy of Arts and the Politics of British Culture 1760-1840, Oxford, 2003, pp.
257-276; Idem, 'Nelson Entombed: The Military and Naval Pantheon in St Paul's Cathedral', in D.
Cannadine (ed.) *Admiral Lord Nelson: Context and Legacy*, Basingstoke/New York, 2005, pp. 115-143.
- (9) 1821年に任命された国民的記念建造物および藝術作品調査特別委員会は、この中で財團の領域に属する古
跡や歴史的な建物のノットヘーベーを整備するところを始めた。たゞ、
The Nationalization of Culture: The Development of State Subsidies to the Arts in Great Britain, London, 1977;
P. Barlow & C. Trodd (eds.), *Governing Cultures: Art Institutions in Victorian London*, Aldershot, 2000. 詳細
◎盐井ノカタニヤニベの美術機構の状況は「トガ」、マーティンズ等の書籍を参考してね。H.
Hoock, 'Reforming Culture: national art institutions in the age of reform', in A. Burns & J. Innes (eds.),
Rethinking the Age of Reform: Britain 1780-1850, Cambridge, 2003, pp. 254-270.
- (10) *House of Commons Parliamentary Papers* (貴政院議会議事録), 1837-38, vol. 36(116);
1842, vol. 26(559); 1843, vol. 3(468-1); *Journals of the House of Commons*, vol. 25-136, 1745-1881.
- (11) 木8月、紙編「イギリス王室の歴史と文化・民族性・歴史記念式典」、
三井総務・藤川隆男編『新聞のイギリス』三井出版社、1100円、1990-1991年。
- (12) *The Times*, 14 Nov. 1805, p. 3; *Gentleman's Magazine*, vol. 75, Nov. 1805, p. 1065. 木8月、英軍の勝利
記念式典の開催が記載されている。Hoock, 'The British military pantheon', pp. 91-93; A. Yarrington, *The
Commemoration of the Hero 1800-1864: Monuments to the British Victors of the Napoleonic Wars*, London,

- (1988, pp. 70-71 三井義和)

(~) L. Colley, *Britons: Forging the Nation 1707-1837*, 2nd edn., New Haven/London, 2005, pp. 167-170 (三井義和)

幽霊『～が～の國此の體』 大英圖書出版社 1000円 1千円(税込)。

(∞) *The Times*, 7 Jan. 1806, p. 3.

(○) Ibid., 23 Nov. 1805, p. 3.

(○) G. L. Smyth, *The Monuments and Genii of St. Paul's Cathedral and of Westminster Abbey; with Historical Sketches and Descriptions of Both Churches*, 2 vols., London, 1826, vol. 2, pp. 676-677 (Monument of General Moore). 本多忠重著「墓碑文の歴史」 548頁(モーガン・スミス・アーバン・モア)。

(○) E. g. *Quarterly Review*, vol. 3, no. 6, May 1810, pp. 364-365; *Gentleman's Magazine*, vol. 76, Sep. 1806, pp. 820-823 ('A Patriot' to 'Mr. Urban', 18 Aug.); vol. 83, Dec. 1813, pp. 541-543 ('Observator' to 'Mr. Urban', 5 Nov.); *New Monthly Magazine*, 1822, vol. 4, pp. 17-21 ('On the state and improvement of the Fine Arts in England').

(○) *The Times*, 17 Sep. 1814, p. 2; *The Examiner*, no. 840, 7 March 1824, p. 146; *London Magazine*, vol. 8, Oct. 1823, p. 406.

(○) E. g. *Blackwood's Edinburgh Magazine*, vol. 51, 1842, pp. 422-423; *The Times*, 3 Jan. 1851, p. 4.

(14) *Gentleman's Magazine*, vol. 94, July 1824, pp. 34-35 ('Norfolkciencis' to 'Mr. Urban', 20 July).

(15) 'Copy of Correspondence respecting Free Admission to Public National Buildings, Museums, &c., Parliamentary Papers, 1837-38, vol. 36 (119), p. 2 本多忠重著「讀原書也學懶むべく」 580。

(○) *The Times*, 30 May 1837, p. 3. Cf. *The Athenaeum*, no. 506, 8 July 1837, p. 506. 出版社は、國此の體を建設する
'G. 黑森入場料免除のための Society for Obtaining Free Admission to National Monuments (and Public Edifices) 本多忠重著「讀原書也學懶むべく」 581。事務局は、本多忠重著「讀原書也學懶むべく」 582。

八〇年代から〇年代にかけてイギリス芸術の振興と公共施設の改革に寄与した庶民院議員ウイリアム・ホールード&トマス・ハイドらが参加した。

(17) ハーマンの日記トマス R. K. Hutch & P. R. Ziegler, *Joseph Hume: The People's M. P.*, Philadelphia, 1935 があるが、大聖堂や美術館などの公共施設が国民に開放されたハーマンが果たした役割は大きい。それがこれまで述べてこなかった。

(18) *Hansard's Parliamentary Debates* (ハーマンズ・パラミッタリーディベーツ) 3rd Ser., vol. 38, House of Lords, cols. 1710-1711, 30 June 1837.

(19) 'Copy of Correspondence respecting Free Admission to Public National Buildings, Museums, &c.' ハーマン・ホールード・トマス大聖堂当局への政府のあしたの往復書簡は「ハーマン」紙に掲載される。The Times, 10 Jan. 1838, p. 5.

(20) 'Copy of Correspondence respecting Free Admission to Public National Buildings, Museums, &c.' pp. 3-4.

(21) Ibid., pp. 6-7. Cf. S. Holland, *A Memoir of the Rev. Sydney Smith*, London, 1855, p. 541; A. Milman, *Henry Hart Milman D.D., Dean of St. Paul's: A Biographical Sketch*, 1900, pp. 232-233.

(22) '1836年開かれた政府文書' 1836年1月15日。'Returns of Fees charged and received by the Dean and Chapter of Westminster, for Funerals and Monuments in the Abbey; and of the Annual Amount of Money received for admission to see the Monuments in the Abbey and St. Paul's, from 1827 to 1836', *Parliamentary Papers*, 1837, vol. 41 (242); 'Return of Monuments erected in Westminster Abbey and St. Paul's, at the Public Expense, from 1750 to the present time', *Ibid.* 1837-38, vol. 36 (116).

(23) *Hansard*, 3rd Ser., vol. 65, House of Commons, col. 1205, 9 Aug. 1842 (by Mr. Hume).

(24) *The Times*, 1 Sep. 1838, p. 6.

(25) *Hansard*, 3rd Ser., vol. 57, Commons, cols. 950-955, 6 April 1841.

(26) 'Report from the Select Committee on National Monuments and Works of Art; with Minutes of Evidence, &c.', *Parliamentary Papers*, 1841 Session 1, vol. 6 (416).

- (27) ケーブスの証言にて云ふべし、 Ibid., pp. 1-10 ある。ハリドの申たるケーブスは、群衆がセント・ポール大聖堂に押さへておられたるを曰く、 11% ハバの拝観料が必要だと主張してゐる。

(28) *The Times*, 13 April 1841, p. 6.

(29) 'Report from the Select Committee on National Monuments and Works of Art', pp. vi-vii.

(30) *Hansard*, 3rd Ser., vol. 65, Commons, cols. 124-143, 14 July 1842; vol. 74, Commons, cols. 29-48, 16 April 1844; vol. 82, Commons, cols. 1374-1376, 4 Aug. 1845; vol. 112, Commons, cols. 253-257, 25 July 1850.

(31) *The Athenaeum*, no. 564, 18 Aug. 1838, p. 588. 一月毎に年会が、 ハーロウのサウス・チャーチの受け入れがやたらと記述されるが、 これは酒席主祭トロード・チャーチへの接觸ゆえだ。

(32) E. g. *Hansard*, 3rd Ser., vol. 63, Lords, col. 1002, 31 May 1842 (by Bishop of London); vol. 71, Commons, col. 358, 7 Aug. 1843 (by Mr. Hume); *The Times*, 20 Sep. 1843, p. 4; 24 Aug. 1844, p. 4; *The Examiner*, no. 1791, 18 May 1842, p. 356.

(33) *Hansard*, 3rd Ser., vol. 63, Lords, col. 1004 (by Bishop of London).

(34) *The Times*, 2 June 1842, p. 5; 13 Jan. 1843, p. 3; 18 April 1844, pp. 4-5.

(35) 'Third Report of the Commissioners on the Fine Arts with Appendix', *Parliamentary Papers*, 1844, vol. 31 (585), pp. 13-15.

(36) くらべて、 ホーリー・チャーチは、 ハベヌアの内に飾られる絵画・彫刻を審査し、 それによってチャーチ藝術の振興をせざるゝことを目的とした一八四一年の庶民院特別委員会によつて議長をつとめたほか、 やはり委員会を司る議長がたる任命された、 トマス・ペイント公を議長と/or 王立委員会によつて主要な役員として参加してゐる。

(37) *Hansard*, 3rd Ser., vol. 71, Commons, cols. 354-358, 7 Aug. 1843; cols. 1013-1014, 24 Aug. 1843; 'Copy of Letter from Right Hon. Sir Robert Peel, to C. L. Eastlake, Esq., on the subject of the erection of Monuments to Eminent Civilians', *Parliamentary Papers*, 1843, vol. 30 (636). ハーリドは提案したる事項を記す。 The Times, 20 Sep. 1843, p. 4; *The Builder*, vol. 1, 12 Aug. 1843, p. 324 ある。

- (33) *Hansard*, 3rd Ser., vol. 74, Commons, cols. 29-48, 16 April 1844.
- (34) Ibid., cols. 32-33 (by Mr. Hume). Cf. *The Times*, 18 April 1844, pp. 4-5.
- (35) *The Times*, 23 Aug. 1843, p. 4; 23 Sep. 1845, p. 8; 20 Oct. 1849, p. 4; *The Illustrated London News*, 2 Sep. 1843, p. 150; *The Athenaeum*, no. 830, 2 Sep. 1843, p. 868; no. 833, 14 Oct. 1843, pp. 924-925.
- (36) *The Times*, 19 April 1850, p. 4.
- (37) 「カトリック」 Papal Aggression カトリックの威脅。 J. Wolff, *God & Greater Britain: Religion and National Life in Britain and Ireland 1843-1845*, London, 1994, pp. 111-119; S. Matsumoto-Best, *Britain and the Papacy in the Age of Revolution, 1846-1851*, Woodbridge, 2003. カトリックは「カトリック大教派」といふ意味で使われるが、これは「カトリック」と「カトリック大教派」を区別するためである。
- (38) *Hansard*, 3rd Ser., vol. 115, Commons, cols. 1356-1357, 10 April 1851; vol. 116, Commons, cols. 216-217, 15 April 1851.
- (39) J. Wolff, *Grieving, Religion, and Nationhood in Victorian and Edwardian Britain*, London, 2000, pp. 28-55.
- (40) *Hansard*, 3rd Ser., vol. 65, Commons, cols. 1191-1211, 9 Aug. 1842; vol. 71, Commons, cols. 354-358, 7 Aug. 1843.
- (41) 'Third Report of the Commissioners on the Fine Arts with Appendix', *Parliamentary Papers*, 1844, vol. 31 (45); 'Fourth Report of the Commissioners on the Fine Arts with Appendix', *Ibid.*, 1845, vol. 27 (671).
- (46) 「大学院後期課程学生」

SUMMARY

**Inventing 'British Pantheon' and the Commemoration for Great Men:
St Paul's Cathedral and its Openness in the Early Nineteenth Century**

Takeshi NAKAMURA

In the age of the Revolutionary and Napoleonic War, St Paul's Cathedral became the focus for British nation. National commemorations, such as the Naval Thanksgiving (1797) and Nelson's Funeral (1806), were held at St Paul's and British Parliament continuously voted for erecting 33 national military monuments. This article defines that 'Pantheon' is the sphere for the collective commemoration for nation's great men, and reveals a unique aspect of St Paul's as 'British Pantheon', and the contemporary debates about its openness.

Firstly, I analyze debates on free admission to St Paul's. 'Twopence' problem of entrance charge was attracted wide public attentions and constantly criticized in the early nineteenth century. But the succession of Queen Victoria drastically changed situations. Joseph Hume, M. P. and a radical leader, initiated to demand for free admission to cathedrals and public buildings. This campaign led to the appointment of the Select Committee on National Monuments and Works of Art (1841).

The criticism to Pantheon was severe for religious reason. The ecclesiastical authorities feared that St Paul's was regarded as 'national gallery of sculpture' and that military monuments would spoil religious edifice. The removal of all monuments of naval and military officers at St Paul's was proposed and the creation of new commemorative space was argued. In this public atmosphere, St Paul's Pantheon remained contesting and controversial sphere for national commemoration till the 1850s when the Duke of Wellington was buried and commemorated at St Paul's.

キーワード：記念・顕彰行為, セント・ポール大聖堂, 改革の時代